

国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会  
設置要綱

(目的)

第1条 国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例の形成を円滑に進めるため、自然環境や景観への影響低減や合意形成に資する取組の考え方を整理するための助言を得ることを目的として、有識者による「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」（以下、「検討会」とする。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 平成24年通知で示した「優良事例の形成」の考え方に関する事項
- (2) その他目的達成のための必要な事項

(構成)

第3条 検討会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員 環境省から依頼された有識者
- (2) オブザーバー 環境省から依頼された行政機関

(運営)

第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、事務局の提案により委員の承認を受けて選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、あらかじめ事務局長の了解を得て指名する委員にその職務を代行させることができる。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境省自然環境局国立公園課が務める。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することができる。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。